

居住誘導区域外における事前届出

本市では、平成 29 年 3 月 31 日に、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を策定・公表しました。以下の行為を行おうとする場合には、これらの行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、市へ届け出ることが必要となります。（都市再生特別措置法第 88 条の規定に基づく届出）

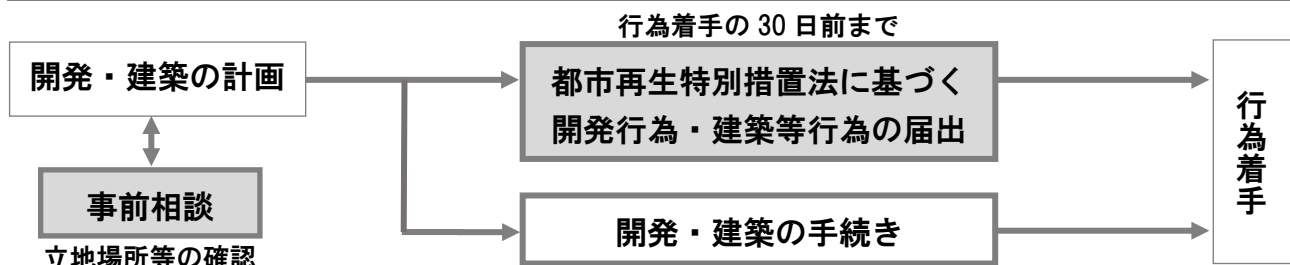
対象となる区域・行為

- ① 対象となる区域： 居住誘導区域外の区域（※居住誘導区域図参照）
- ② 届出の期日： 行為に着手する日の 30 日前までに届出
： 提出部数は 2 部（正・副）
- ③ 対象となる行為

開発行為	① <u>3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為</u> ② <u>1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為</u> で、その<u>規模が 1,000 m²以上のもの</u>	①の例示 3戸の開発行為  届 ②の例示 1,300m² 1戸の開発行為  届 800m² 2戸の開発行為  不要
建築等行為	① <u>3 戸以上の住宅を新築しようとする場合</u> ② <u>建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合</u>	①の例示 3戸の建築行為  届 1戸の建築行為  不要

- ④ 届出様式： 届出様式は市役所ホームページよりダウンロードできます。
- ⑤ 届出窓口： 大和市 まちづくり部 まちづくり計画課 都市計画係
(電話) 046-260-5443

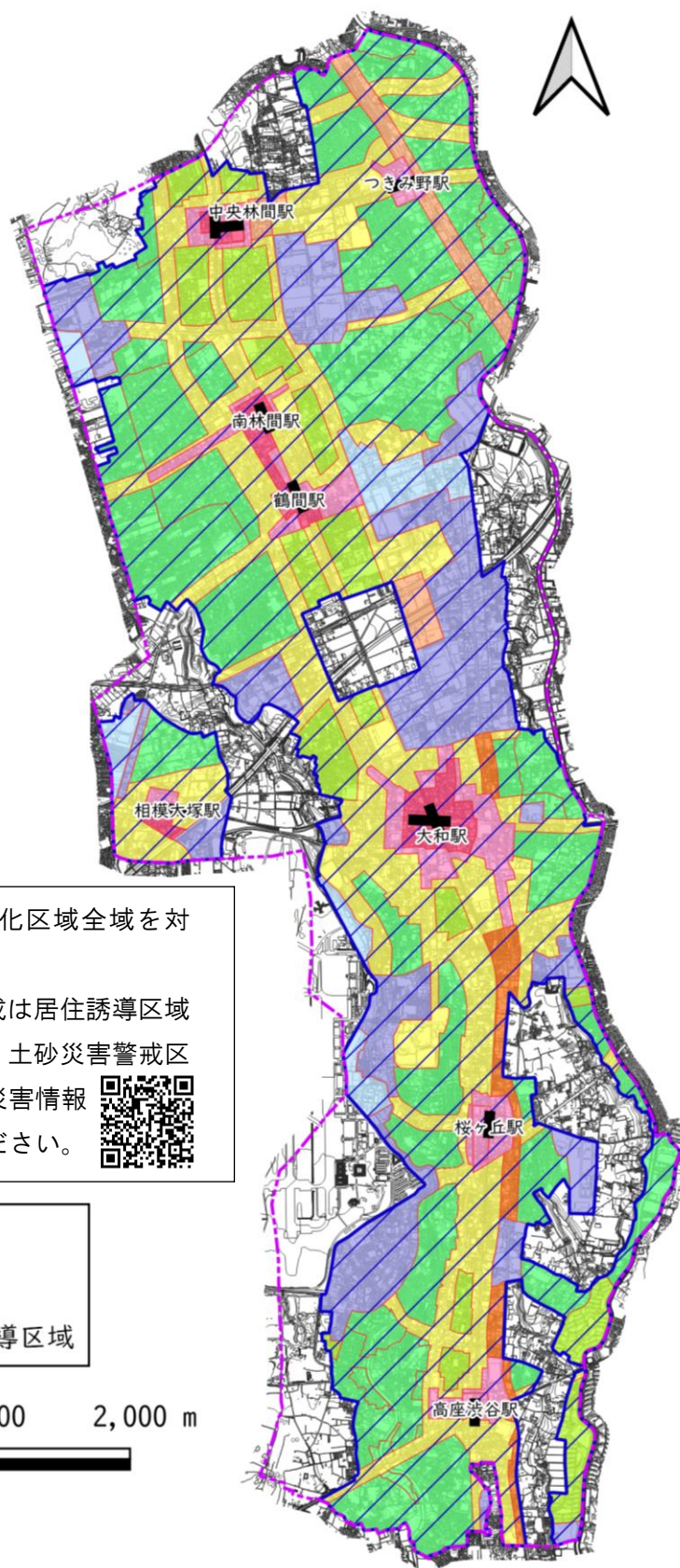
手続きの流れ



- ※開発・建築等行為を行おうとする区域・敷地の全部または一部が居住誘導区域外にある場合は、届出対象になります。
- ※届出をしないで、または虚偽の届出をして、開発・建築等行為を行った場合、30 万円以下の罰金に処せられることがあります。（都市再生特別措置法第 130 条）
- ※住宅とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物をいい、寄宿舍や老人ホームは含みません。
- ※届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第 35 条「重要事項の説明等」の対象になります。

《居住誘導区域図》

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。



※居住誘導区域は市街化区域全域を対象に定めています。

※ただし、土砂災害警戒は居住誘導区域から除外しています。土砂災害警戒区域は、神奈川県土砂災害情報ポータルでご確認ください。



凡例

市域

居住誘導区域

0 1,000 2,000 m

